

リーフフログ型発展の実現に向けた資金支援基金事業実施要領（案）

第1 趣旨

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（リーフフログ型発展の実現に向けた資金支援基金事業）（以下「基金補助金」という。）を交付してリーフフログ型発展の実現に向けた資金支援基金（以下「基金」という。）を造成し、当該基金を活用して、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の海外投融資を受ける事業と連携して開発途上国において地球温暖化対策に貢献する事業を行うことにより、民間企業等による先進的な低炭素技術を活用した事業投資を促進し、開発途上国の温室効果ガス削減とともに、二国間クレジット制度（以下「JCM」という。）を通じた我が国の温室効果ガス排出量削減に資することを目的とする。

第2 事業内容

基金補助金の交付の決定を受けた者（以下「基金補助事業者」という。）は、基金補助金により造成された基金を活用して、JICAの海外投融資を受ける事業と連携して行う開発途上国において地球温暖化対策に貢献する事業に対する補助金（以下「補助金」という。）を交付する事業（以下「補助金交付事業」という。）を実施するものとする。

1. 基金の造成、管理・運用等

（1）基金の造成

基金は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（リーフフログ型発展の実現に向けた資金支援基金事業）交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、国から基金補助金を受けて造成するものとする。

（2）基金の管理・運用方法

基金補助事業者は、次に掲げる方法により基金に属する資金を運用するものとする。

ア 基金の管理については、資金の安全性と透明性が確保される方法により行うものとする。基金の管理方法に関する具体的な内容については、事前に環境大臣の了解を得るものとする。

イ 基金の運用について保有することができる資産は、次のとおりとし、これ以外による場合は、事前に環境大臣の了解を得るものとする。

（ア） 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得

（イ） 金融機関への預金（普通預金又は定期預金）

（ウ） 元本に損失が生じた場合にこれを補てんする旨を定める契約を締結した金銭信託の受益権

基金の運用収入及び基金の取り崩しによる収入は、2の事業の実施及びその実施に必要な事務に要する経費並びに基金の管理運営に要する経費に充てるものとし、他の費用に流用してはならない。

に規定する2の事業の実施に必要な事務に要する経費及び基金の管理運営に要する経費の範囲は、別表第1のとおりとする。

(3) 基金の残額の扱い

基金補助事業者は、(5) 又は に定めるところにより基金の管理を終了したときは、別に定める手続に従い、残余额を国庫に返還することにより基金を解散するものとする。

(4) 基金管理等の遂行が困難となった場合

基金補助事業者は、基金の管理運営又は2の事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに環境大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

(5) 基金管理の終了等

基金の管理を行う期間は、2の事業が終了し、その事業に係る精算が終了するまでとする。

環境大臣は、 に定める場合のほか、次に掲げる場合には、基金の管理について終了又は変更を命ずることができる。

ア 基金補助事業者が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）その他の法令、交付要綱若しくはこの実施要領又はこれらに基づく環境大臣の処分若しくは指示に違反した場合

イ 基金補助事業者が、基金をこの実施要領に定める以外の用途に使用した場合

ウ 基金補助事業者が、基金の管理運営又はこの実施要領に定める事業に関して、不正、怠慢その他の不適当な行為をした場合

エ その他基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

環境大臣は、 の終了又は変更を命じた場合について、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。

の期限内に基金に充当がなされない場合には、環境大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利5.0%の割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。

2. 補助金交付事業

(1) 交付の対象となる事業及び経費

基金補助事業者は、別表第2第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、別表第2第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）について、基金の範囲内において補助金を交付する。

(2) 交付の申請者

補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

なお、国際コンソーシアム（日本国籍を有する自然人により日本で最初に登記がな

された法人（以下「日本法人」という。）と外国法人により構成され、事業実施を効率的に推進する組織）が組織されている場合において、補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、当該コンソーシアムに参画し、事業運営管理及び経理を担当する日本法人とする。

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

エ 法律により直接設立された法人

オ その他環境大臣の承認を得て基金補助事業者が適当と認める者

（3）交付額の算定方法

この補助金の交付額は、別表第2第4欄に掲げる方法により算出するものとし、補助事業における仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

（4）交付規程の承認

基金補助事業者は、補助金交付事業の実施に当たっては、あらかじめ補助金の交付の手續等について別途交付規程を定め、環境大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

の交付規程は、次に掲げる事項を記載する。

ア 交付申請及び実績報告

イ 交付の決定及び補助金の額の確定等

ウ 申請の取下げ

エ 変更申請の承認等

オ 補助金の支払

カ 交付決定の取消等

キ 取得財産の管理等

ク 基金補助事業者による調査等

ケ 事業報告書の提出等

コ その他必要な事項

（5）補助金交付事業の実施体制等

基金補助事業者は、補助金交付事業の円滑な実施のため、次に掲げる対応を適切に行うための体制を整えなければならない。

- ア 補助金交付事業の実施に必要な事務に要する経費及び基金の管理運営に要する経費の適切な執行
- イ 補助事業の公募及び説明会の開催等による周知
- ウ 補助事業とこれと連携して JICA の海外投融資を受ける事業との JICA との調整
- エ 補助金の採否に関する審査基準の作成等の制度構築
- オ 補助金交付先の採択
- カ 補助金の採否に関する審査基準の作成及び補助金交付先採択のための委員会の設置・運営
- キ 補助金の交付決定
- ク 補助事業の適正な実施のための補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)の指導監督
- ケ 補助金の額の確定、支払い
- コ 補助事業に対する問い合わせ、意見等への対応
- サ 上記に関する付帯業務

(6) 補助金交付先の採択

基金補助事業者は、公正かつ透明性が確保された適切な手続により補助金交付先の採択を行うため、委員会を設置し、補助金の採否に関する審査基準を当該委員会の承認を受けて作成するとともに、当該委員会の意見を聴いて補助金交付先の採択並びに各補助金交付先に対する別表第 2 第 3 欄に掲げる基準額及び事業の実施期間の決定を行うものとする。

の審査基準は、以下の事項について評価を行うことができる内容とする。

- ア 補助事業の応募者が事業を確実に実施できる経理的基礎を有すること及び事業実施のために必要な資金調達に係る確実な計画を有していること
- イ 補助事業と JICA の海外投融資を受ける事業とが連携し、これら事業の事業性が見込まれること
- ウ エネルギー起源二酸化炭素の削減及び JCM によるクレジットの獲得が見込まれること

基金補助事業者は、補助金交付先の採択並びに各補助金交付先に対する別表第 2 第 3 欄に掲げる基準額及び事業の実施期間の決定について の委員会の意見を聴くに当たっては、応募事業に関連する事業について、JICA の海外投融資利用予定の有無並びに予定がある場合の投資又は融資の額、その対象の範囲及び実施期間を JICA に確認することとする。

の委員会の設置及び運営、補助金交付先の採択並びに各補助金交付先に対する別表第 2 第 3 欄に掲げる基準額及び事業の実施期間の決定は、環境大臣と協議の上、行うものとする。

基金補助事業者は、補助金交付先として採択された応募者に対して、採択された旨とともに、別表第 2 第 3 欄に掲げる基準額、事業の実施期間及び補助金の交付申請時期を通知するものとする。

基金補助事業者は、 の補助金の交付申請時期については、JICA と調整の上、決定

するものとする。

(7) 補助金の交付決定

補助金の交付決定は、基金補助事業者が基金補助金の交付決定を受けた日の属する年度内に行うものとする。

(8) 補助事業の内容の変更

基金補助事業者は、補助事業者が交付決定を受けた補助事業の内容を変更（補助事業によるエネルギー起源二酸化炭素削減量及びJCMによるクレジット発行見込量に変更がない内容の変更を除く。）しようとするときは、補助事業者からその変更の内容を記載した申請書を提出させるものとする。

基金補助事業者は、補助事業者からの申請書の提出があったときは、当該補助事業に関連してJICAの海外投融資を受ける事業の内容についてJICAに確認するとともに、(6) の委員会の意見を聴いて別表第2第3欄に掲げる基準額及び事業の実施期間の変更の決定を行うものとする。

別表第2第3欄に掲げる基準額及び事業の実施期間の変更の決定については、(6) の規定を準用する。

(9) 補助金の支払

基金補助事業者は、補助事業者からの請求に基づき、補助事業の1箇年度（補助事業が年度の上半期に完了する見込みである場合の当該完了見込み年度の前年度を除く。）の実績に基づき、当該年度の翌年度の4月30日までにその実績額に応じた額の概算払を行うものとする。

基金補助事業者は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、当該確定額から概算払を行った額の合計額を除いた金額を補助事業者に支払うものとする。ただし、概算払を行った額の合計額が確定額を超えているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(10) 消費税額等の確定

基金補助事業者は、補助事業者に対して、補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について報告を求めるとともに、その返還を命ずるものとする。

(11) 補助事業の指導監督

基金補助事業者は、補助事業の実施状況を把握し、補助事業者に対して補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に環境大臣に報告するものとする。

基金補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、環境大臣に速やかに報告するとともに、その

指示を仰ぎ、補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(12) 返還された補助金等の取扱

基金補助事業者は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、補助事業者から補助金等が返還されたときは、これを基金に充当するものとする。ただし、当該納付が基金の解散後である場合は、これを国庫に返還しなければならない。

3. 事業の遂行状況の報告

基金補助事業者は、1及び2の事業の各年度（基金の管理を終了する年度を除く。）末日までの遂行状況について、様式第1の報告書により各年度末日の翌年度の5月10日までに環境大臣に報告しなければならない。

基金補助事業者は、基金の管理を終了したときは、1及び2の事業の結果について、様式第2の報告書によりその終了した日から起算して30日以内に環境大臣に報告しなければならない。

基金補助事業者は、補助金の交付決定を終了した年度以降、毎年度、造成した基金のうち支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、その基金の取扱いを検討するとともに、その検討結果を環境大臣に報告し、公表することとする。

第3 補助事業者によるJCMプロジェクトのMRVの実施、プロジェクトの登録及びクレジットの納入

(1) 補助事業者は、補助事業完了後は、JCMで承認されることを前提としたMRV方法論により、実際にMRVを実施して温室効果ガス排出削減量を測定しなければならない。また、事業を実施する国と日本国との間でJCMが導入された際には、実施事業についてJCM事業としてプロジェクトの登録申請（第三者機関による妥当性確認の実施を含む。）及び当該登録申請と同時に又はその後にクレジット発行の申請（第三者機関による検証の実施、合同委員会へのクレジット発行通知申請書の提出を含む。）を行わなければならない。

(2) 補助事業者は、設備が稼働してからの温室効果ガス排出削減量についてクレジットの発行を目指し、クレジットが発行された場合、当該クレジットの一部又は全量を日本国政府の口座に納入しなければならない。

第4 事業の経理等

基金補助事業者は、第2の事業の経理について会計帳簿を備え、他の経理と区分して収入額及び支出額を記載し、基金の用途を明らかにしておくとともに、その収支の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに、基金の解散を行った日の属する年度の終了後5年間、環境大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかななければならない。

第5 基金補助事業者に係る重要な変更の報告

基金補助事業者は、代表者の変更、事務所の移転、第2の事業に係る担当役員の変更

や大幅な事務実施体制の変更等、第2の事業の実施に影響を及ぼしうる変更があった場合は、速やかに、環境大臣に報告しなければならない。

第6 指導監督及び検査等

環境大臣は、第2の事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、以下に定める指導監督及び検査等を行うものとする。

(1) 指導監督

環境大臣は、基金補助事業者による第2の事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

(2) 検査等

環境大臣は、第2の事業の適正を期するために必要があると認めるときは、基金補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に基金補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

環境大臣は、の調査により、交付要綱、この実施要領又は交付規程の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、基金補助事業者に対して、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

第7 実施要領の変更

この実施要領に定める事項については、必要が生じた場合に環境省地球環境局長が必要な変更を行うことができるものとする。

第8 その他

基金補助事業者は、この実施要領に疑義が生じたとき、この実施要領により難い事由が生じたとき、あるいはこの実施要領に記載のない細部については、環境大臣と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

附 則

1 この実施要領は、平成26年 月 日から施行する。

別表第 1

1 区 分	2 内 容
事務費	補助金交付事業の事務又は基金の管理運営を行うために直接又は間接に必要な役員報酬、人件費、賃金、社会保険料、諸謝金、旅費、光熱水料、印刷製本費、通信運搬費、会議費、手数料、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費

別表第 2

1 事業内容	2 補助対象経費	3 基準額	4 交付額の算定方法
JICA の海外投融資を受ける事業と連携して行う開発途上国において地球温暖化対策に貢献する事業	事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費及び事務費並びにその他必要な経費で基金補助事業者が承認した経費	基金補助事業者が必要と認めた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第 2 欄に掲げる補助対象経費と第 3 欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、2 分の 1 を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、補助対象経費の内容については、別表第 3 を参照すること。</p>

別表第3

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	<p>(直接工事費)</p> <p>材料費</p> <p>労務費</p> <p>直接経費</p> <p>(間接工事費)</p> <p>共通仮設費</p> <p>現場管理費</p> <p>一般管理費</p>	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)</p> <p>水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)</p> <p>機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))</p> <p>次の費用をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、</p> <p>準備、後片付け整地等に要する費用、</p> <p>機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、</p> <p>技術管理に要する費用、</p> <p>交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>

機械器具費	付帯工事費		<p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>												
	機械器具費		<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>												
	測量及試験費		<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>												
	機械器具費	機械器具費	<p>事業を行うために直接必要な機械器具及び車両等の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。</p>												
	事務費	事務費	<p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第4に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費及び機械器具費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区 分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>			号	区 分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して	4.5%	
号	区 分	率													
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%													
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%													
3	1億円を超える金額に対して	4.5%													

別表第 4

1 区分	2 費目	3 細目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入 費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

様式第 1

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名



平成 年度リープフロッグ型発展の実現に向けた資金支援基金事業に関する遂行状況報告書

平成 年 月 日付け環発第 号で交付決定の通知を受けた平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（リープフロッグ型発展の実現に向けた資金支援基金事業）について、リープフロッグ型発展の実現に向けた資金支援基金事業実施要領第 2 の 3 の の規定に基づき、平成年度末における遂行状況を下記のとおり報告します。

記

1. 基金の残額

基金の収入額	金	円 (A)
基金の支出額	金	円 (B)
基金の残額	金	円 ((A) - (B))

2. 基金の収入額の内訳

収入の別	収入額	備考
国からの基金補助金	円	
その他収入額 (内訳)	円	
	円	
合 計	円	

3. 基金の支出額の内訳

支出の別	支出額	備考
補助金交付事業の実施に要する経費	円	
補助金交付事業の実施に必要な事務に要する経費及び基金の管理運営に要する経費	円	
合 計	円	

4. 補助金交付事業の内訳

補助事業者	交付決定額	概算払合計	精算払額	支払額合計 +	補助事業 完了予定時期	クレジット発行 の申請予定時期
	円	円	円	円	平成 年 月	平成 年 月
	円	円	円	円	平成 年 月	平成 年 月
	円	円	円	円	平成 年 月	平成 年 月
	円	円	円	円	平成 年 月	平成 年 月
	円	円	円	円	平成 年 月	平成 年 月
	円	円	円	円	平成 年 月	平成 年 月
	円	円	円	円	平成 年 月	平成 年 月
	円	円	円	円	平成 年 月	平成 年 月
	円	円	円	円	平成 年 月	平成 年 月
合 計	円	円	円	円		

5. 添付書類

「2. 基金の収入額の内訳」、「3. 基金の支出額の内訳」及び「4. 補助金交付事業の内訳」
において記載した金額の根拠となる書類

注 「3. 基金の支出額の内訳」における「補助金交付事業の実施に要する経費」の「支払額」欄は、
「4. 補助金交付事業の内訳」における「支払額合計」欄の合計額を記載する。

環 境 大 臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名



平成 年度リープフロッグ型発展の実現に向けた資金支援基金事業報告書

平成 年 月 日付け環発第 号で交付決定の通知を受けた平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（リープフロッグ型発展の実現に向けた資金支援基金事業）について、基金の管理を終了しましたので、リープフロッグ型発展の実現に向けた資金支援基金事業実施要領第5のの規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 基金の残額

基金の収入額	金	円 (A)
基金の支出額	金	円 (B)
基金の残額	金	円 ((A) - (B))

2. 基金の収入額の内訳

収入の別	収入額	備考
国からの基金補助金	円	
その他収入額 (内訳)	円	
	円	
合 計	円	

3. 基金の支出額の内訳

支出の別	支出額	備考
補助金交付事業の実施に要する経費	円	
補助金交付事業の実施に必要な事務に要する経費及び基金の管理運営に要する経費	円	
合 計	円	

4. 補助金交付事業の内訳

補助事業者	交付決定額	確定額	概算払合計	精算払額	支払額合計 +	クレジット発行 の申請予定時期
	円	円	円	円	円	平成 年 月
	円	円	円	円	円	平成 年 月
	円	円	円	円	円	平成 年 月
	円	円	円	円	円	平成 年 月
	円	円	円	円	円	平成 年 月
	円	円	円	円	円	平成 年 月
	円	円	円	円	円	平成 年 月
	円	円	円	円	円	平成 年 月
合 計	円	円	円	円	円	

5. 添付書類

「2. 基金の収入額の内訳」、「3. 基金の支出額の内訳」及び「4. 補助金交付事業の内訳」
において記載した金額の根拠となる書類

注 「3. 基金の支出額の内訳」における「補助金交付事業の実施に要する経費」の「支払額」欄
は、「4. 補助金交付事業の内訳」における「支払額合計」欄の合計額を記載する。